

## 1 子どもたちを守る取組み

### (1) 子どもたちの育ちの記録を

#### つなぐ取組みについて

◎山田 長崎県では、近年で3度も子どもが加害者にも被害者にもなる痛ましい事件が発生し、尊い命が犠牲となった。その事件の多くは、早期に子どもの異変に周りの大人が気づき、子どもの持っている特性に対し、早期発見・早期支援を行っていたら防げたかもしれない。昨年発生した佐世保市高校生女子殺害事件を受け、文教厚生委員会では4回、集中審査を行った。その中で明らかになったのは、学校の所管が異なる場合、例えば市立、県立、私立では、児童・生徒の情報が共有されていなかった。また、面談引き継ぎの際も、それぞれの主観の違いや危機感の違いで、重く受け止めていなかったことも問題となった。

県の教育委員会では、児童生徒が起こした問題行動と、その対応等に関する情報を「引き継ぎシート」にまとめ、市立、県立、私立にかかわらず、確実な引き継ぎ、継続的な支援を行う「引き継ぎガイドライン」を作成し、本年8月から各学校で運用が始まった。また、佐世保事件を検証していく過程で、加害生徒が発達障害であったことも明らかとなった。

平成17年に施行された「発達障害者支援法」では、発達障害の早期からの支援の重要性が示されている。本県においても、就学前のできるだけ早い段階から、発達障害を含む配慮の必要な幼児に関する情報を把握し、必要な支援を行うとともに、小学校へ引き継ぐ必要があると考える。

そこで、各種健診から保育園、幼稚園、小中高等学校卒業まで、さまざまな配慮が必要な幼児、児童生徒に関する情報を確実に引き継ぎ、見守る仕組みの構築を知事に求めたい。

◎中村知事 本年3月に設置した「長崎県子ども育成総合検討会議」では、関係機関の連携方策をはじめ、県が実施する子どもを守り育てる施策や、特別に支援が必要な児童への施策に関する今後の取組等について議論が行われている。この会議では、特別な配慮が必要な子どもへの支援に関し、子どもの情報を乳幼児期から学齢期へつなぐことの必要性や、その方策等について議論されているところであり、県としてもその重要性については十分認識している。

現在、保育所や幼稚園における子どもの情報は、それぞれ学校へ情報提供が行われる場合はあるが、乳幼児健診の情報を含めた情報を学校へ引き継ぐ統一した仕組みにはなっていない。そのため、乳幼児健診で得ら

れた情報や、保育所、幼稚園での情報を学校へ引き継ぎ、適切な支援につなげるための仕組みづくり、小中高校においても、公・私立を問わず、配慮が必要な子どもの情報を確実に引き継ぎ、これまでの見守りの仕組みを強化していきたい。

### (2) 健診とスクリーニングについて

#### ①5歳児健診の全県実施について

◎山田 平成17年に「発達障害者支援法」が施行され、それまで制度のはざまに置かれて必要な支援が届きにくい状況にあった発達障害を「自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠損多動性障害ほか、これに類する脳機能障害であって、通常低年齢において発現するもの」と定義し、支援の対象とした。その支援法の中で、発達障害者の早期発見・早期支援が公共団体の責務とうたわれている。

それを受け、県では、平成19年に島原市において、モデル事業として5歳児健診をスタート。その後、佐世保市、大村市、東彼3町においてモデル事業が実施され、現在は、県内17市町において5歳児健診が実施されている。「母子保健法」の中での法定健診として、6カ月、1.5歳、3歳、6歳、就学前健診がある。しかし、3歳児健診では、年齢がゆえに集団の中での行動の異変が見つけにくいこともあり、一方、5歳児になると、幼稚園、保育園に通い、集団行動を経験することにより見つけやすくなる。また、就学前に早期発見・早期支援を行うことが可能となり、それにより就学不適合を少なくし、就学をスムーズに支援することが可能となる。

早期発見・早期支援に効果が高い5歳児健診未実施5市町に対し、働きかけと県として支援をお願いしたい。

◎こども政策局長 5歳児健診は、専門スタッフの確保が困難などの理由から、5つの市町が未実施となっているが、これらの市町も実施の検討を始めている、あるいは5歳児健診に代わるものとして保育園、幼稚園訪問や相談会により、子どもの発達状態を確認している。5歳児健診は、3歳児健診では気づかない集団生活での行動などに気づく場合があるため、発達障害の把握に有用であり、県も県内全市町での5歳児健診実施を目指して働きかけを行っていききたい。

◎山田 3歳児と就学前ということで6歳児健診がある。5歳は就学前健診の1年前になるので、一部の自治体では4.5歳から健診を始めている。3歳と6歳の間の4.5歳ぐらいで行うのが望ましいので、全県で実施ができるようにしっかりと支援をいただきたい。

#### ②発現率と地域間格差について

◎山田 乳幼児健診にかかる発達障害児の発現率は、

各市町により、かなりの差がある。例えば、3歳児健診では、最大発現率23.5%、最小発現率0.8%、その差は22.7%となり、6歳児健診では、最大発現率17.6%、最小発現率0.3%、その差は17.3%となっている。その理由として、各市町において、最終的に「リスクあり」と判断する基準が統一されていないことと、健診従事者のスクリーニング能力が平準化されていないことがある。そこで、支援法の中では、「県は、各市町の健診事業に対し、技術的事項についての指導、助言、その他の市町村に対する必要な技術支援を行うこと」と「発達支援の専門性を確保するために必要な措置を講ずるものとする」と明記をされている。

発達障害の早期発見・早期支援、発現率の格差是正のために、まず重要な健診に従事される健診従事者研修を実施していただきたい。また、発達障害の健診では、幼稚園、保育園の先生方の協力が不可欠なので、発達障害に関する研修等を行ってほしい。

**◎こども政策局長** 発現率は、平成24年度に文部科学省が実施した小中学校対象の調査によると、学習面、行動面、対人関係などで特別な支援を要する児童生徒は通常学級に6.5%存在すると言われている。本県での乳幼児健診にかかる発達障害のリスク発現率は、各市町の健診結果によると、最小値と最大値の差が1.6歳児で17.3%、3歳児では22.7%、6歳児は先ほどの数字となっている。このように市町村間で大きな差がある。これは、健診におけるチェックリストは県内で統一したものを使っているが、発達リスクに関する最終的な判断が実施主体に委ねられているためである。

このため県は、市町の健診の実施状況を十分把握するとともに、専門医等の協力を得ながら、健診従事者に対する研修の充実等を通じて、市町村間の発達リスクに関する判断レベルの均衡化を図っていきたい。

### (3) 学童保育の充実について

#### ① 母子家庭等児童助成事業について

**◎山田** 放課後児童クラブ、学童保育は、保護者が働いている児童の放課後の安心・安全な居場所として社会的ニーズが高まっている。長崎県では放課後児童クラブに対し、母子家庭等児童助成事業として昭和57年に全国初の取組としてスタートしている。しかし、昨今の県の財政状況が厳しい中、廃止されるのではないかと心配の声が多数寄せられている。この母子家庭等助成事業は、生活困窮世帯が多いとされるひとり親家庭にとってなくてはならない助成である。来年度以降の継続についてのご見解をお聞きたい。

**◎こども政策局長** 母子家庭等助成事業は、放課後児童クラブを利用しているひとり親家庭の自立支援及び

多子世帯の経済的負担軽減を目的に、実施主体である市町も負担しながら県単独事業として実施している。今後の継続は、県の財政も厳しい状況で、その必要性を踏まえ、市町の意見も伺いながら、予算編成の中で検討していきたい。

**◎山田** 母子家庭等助成事業の対象は2パターンある。1つ目は母子家庭世帯が平成26年度で1万5,133件、2つ目は子どもが3人いて1人が未就園の場合に補助しており、その対象が3,782件、これらを合わせて母子家庭等といい、件数を合わせると1万8,915件の世帯が現在対象となっている。これだけ多くの世帯を支援している非常に重要な助成だ。未来の長崎県の子どもたちのために、来年度の予算も強く要望したい。

#### ② 指導員の研修について

**◎山田** 子ども・子育て支援新制度により、指導員の研修の実施が県の役割であると明確となった。指導員の認証制度に伴う認証研修を長崎県が学童保育連絡協議会に委託をして計画的に実施をしていただいている。この研修のほかに、さらなる資質向上を目的に実施している資質向上研修を、本前年度、県南、県北、県央の3地区で延べ13回開催した。近年、障害を持った子どもたちが学童保育を利用するケースが増加。長崎県では353名の子どもたちが通っている。

そこで、長崎県では、いち早くニーズをつかみ、単独事業として5人以上障害を持った子どもや特別な支援が必要な子どもが通っている放課後児童クラブに対し、障害児受入促進事業を実施してきた。本年4月より、国での助成も始まり、国の単価設定が高いため、県単独助成時よりも県の負担割合が増えたが、県は引き続き障害児受け入れの重要性から助成を行っている。

国が新たに支援制度を設けることでも明らかのように、障害や特別な支援が必要な子どもたちへの支援の充実が求められている。そのほかに、近年、障害を持った子どもたちが、障害の程度に応じ、放課後児童クラブ以外に通う福祉型放課後デイサービスのニーズも高まっている。障害に関し、より専門性の高い放課後デイサービス事業者と放課後児童クラブが連携し、研修会の実施や相互交流等を行うことを提案したい。それにより相互の資質向上や指導力アップにつながり、子どもたちへのきめ細やかな支援や指導が可能となる。

**◎こども政策局長** 放課後児童クラブ支援員研修は、本年度から開始した資格認定研修に加え、支援員の資質向上を目的に、放課後児童クラブにおける安全管理、安全対策研修や発達障害児研修などを実施している。提案のあった障害児を対象としている放課後等デイサービスと連携して行う研修会や相互交流は、障害児を預かるクラブの質の向上に資するものと障害児の健全育成にも大いに役立つものである。今後検討したい。

## 2 ワークライフバランスの推進

### (1) イクボスプロジェクトについて

◎**山田** ワークライフバランスの推進は、誰もが子育てや介護、家庭や地域での活動をしながら、生き生きと働き、豊かな生活を送るため、人材を最大限に活かし、よりよい成果を生み出すためにも重要な取組である。最近では、各県の知事や市町村、経済団体のトップによる「イクボス宣言」が増えている。「イクボス」とは、部下のワークライフバランスに配慮し、その人のキャリアと人生を応援しながら組織としての成果を上げていく管理職のこと。NPOファザーリング・ジャパンが「イクボスプロジェクト」を立ち上げ、イクボスを増やし、組織を変え、社会を変えようという取組を進め、行政や経済界にも広がっている。

長崎県では、ワークライフバランスを推進するためにも、イクボスの取組を増やし、組織や社会を変えていくことが重要である。知事にも「イクボス宣言」を求め、県庁の管理職の方々にも宣言を行ってほしい。

◎**中村知事** 少子高齢化が進み、労働力人口が減少する中で、ワークライフバランスの推進は、働き方の見直しや女性が継続して就業できる環境づくり、優秀な人材の確保等につながり、人生を豊かにし、組織を活性化するという上でも、重要な取組である。

本県は、平成22年、「イクボス宣言」よりも前に長崎労働局長、経済団体の代表と共に「長崎県7者宣言」を行った。庁内でもこうした取組を受けて、働きやすい職場環境づくりに力を注いできた。一方、今年10月には、九州地域戦略会議で議論が重ねられ、各県知事は「ご当地男(ダン)デー宣言」も行っている。今後とも職員の仕事と家庭の両立を積極的に応援し、ワークライフバランスの取組を推進していきたい。

◎**山田** イクボス宣言よりも前に、長崎県では「7者宣言」を行ったとのことだが、私もよく存じ上げなかったので広く県民には周知されていないことも考えられる。市町や経済団体等のトップに働きかけ、県全体にもっと広げるための取組をお願いしたい。

◎**中村知事** より実効性のある取組に結びつけていかなければいけない。官民一体となって組織した「ながさき女性活躍推進会議」等の運動も拡充していかなければいけないと考えており、さまざまな場を通して各組織への浸透を進めていく。

### (2) テレワークの推進について

◎**山田** 近年、女性の社会進出に伴い、働きながら育児や介護を行う人が多くなっている。その中でワーク

ライフバランスや多様で柔軟な働き方が選択できる社会の実現に向け、ITサービスを活用し、外出先や自宅、さらには山間地域等を含む遠隔地において、場所にとられない就業が可能となるテレワークを社会全体へ波及させようとする取組が進められている。そのような中、国の人事院勧告や県の人事委員会での報告においても、女性の活躍推進に向けた仕事と家庭の両立支援に向けた取組として、在宅での勤務等を可能とするテレワークの推進が盛り込まれている。佐賀県では、平成20年から育児・介護の職員から導入し、平成25年度から本格的に実施。また大分県も、平成22年から平成27年まで試行を行い、平成28年から本格実施予定である。本県でもテレワーク導入を検討すべきだ。

◎**総務部長** テレワークは、国の「日本再興戦略」「世界最先端IT国家創造宣言」にも盛り込まれており、ワークライフバランスの実現に向け社会全体へと波及させる取組が進められている。現在策定中の「ながさきICT戦略」でも、県業務にかかるテレワークの推進を既に掲げており、セキュリティ対策、対象となる範囲、職員の勤務時間管理のあり方などに留意しながら、導入に向け具体的な検討を進めていきたい。

### (3) 子育て応援企業への取組について

#### ① 認証制度について

◎**山田** 女性が子育てや介護をしながら働くには、職場の理解が不可欠である。国の労働局では「次世代育成支援対策推進法」に基づき、行動計画を策定した企業のうち、一定の基準を満たした企業は、申請によって「子育て応援サポート企業」として厚生労働大臣の認定、「くるみん認定」を受けることができ、平成27年3月末時点で、全国で2,138社、長崎県では15社が認定を受けている。また、近年では、より地元企業に近い都道府県で「くるみん認定」と同趣旨の、子育てをはじめ、ワークライフバランス推進企業に対しての認定制度があり、既に44都道府県において運用されている。長崎県も、子育てをはじめ、ワークライフバランス推進に向けての認証制度を作るべきである。それにより働き方の多様化が進み、男性も育休を取りやすくなるなど、企業にとっても子育て応援、ワークライフバランス推進企業として社会的認知度も進み、業績アップにも資する取組となる。

◎**産業労働部長** 子育て応援企業の県独自の認証制度は、誰もが働きやすい良質な職場環境の実現を目指し、子育て支援を含めたワークライフバランスの推進のための取組や従業員の処遇改善に向けた取組、こういった企業を支援するために「誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度」を導入できないか関係部局と連

携して検討を進めている。導入に向け、具体的な検討を進めていきたい。

◎山田 「くるみん認定」もそうだが、シンボルマークがどこの都道府県にもある。例えば企業の商品にそのマークを使ったり、名刺に使ったり、企業にとってイメージアップに資する取組となり、制度の普及にもつながるのではないかな。

◎産業労働部長 制度設計の中で検討したい。

◎山田 認証企業に対するプレミアム特典だが、他県を見ると入札の加点等を行っている。

◎産業労働部長 認証制度の普及が進むような形で、こういった優遇措置などを盛り込めばいいのかな、制度設計の中で検討していきたい。

### 3 性暴力被害者支援

#### (1)ワンストップ支援センター設置について

◎山田 主に女性や子どもが被害者となる凶悪事件に性被害がある。県内での強姦の認知件数は、過去3年間の年平均で約11件となっているが、この犯罪の性質上、被害届が出せない、いわゆる泣き寝入りが多く存在する。平成24年度の法務総合研究所の犯罪被害実態調査によると、性的被害の申告率は18.5%となっており、残りの81.5%の被害者は声を上げることができない。その理由として、加害者の80%が親族、友人、知人、職場関係となっており、実に身近な関係での犯罪が実態となっている。このような身近な関係性と併せて、誹謗中傷、窓口での配慮に欠ける対応などの二次被害をおそれ、また、事件化することにためらい、警察に被害届を出すことができないなど、多くの性被害者が誰にも相談できず、長期間にわたり、心身に負担を強いられている現状がある。

また、この犯罪は幼い子どもにまで及んでおり、平成26年度の性的虐待件数は10件となっている。こちらでも女性同様に、実被害の件数と開きがあることは、子どもの性質上、声を上げることができない、低年齢で何をされているか自覚が持てないなどがある。被害届を出せば、医療やカウンセリング等にかかる経費については公費による支援が受けられる。しかし、被害届を出せない8割の方々は自費で病院受診をしなければならなかったり、望まない妊娠をしたりすることで、身も心もずたずたに傷ついている実態がある。

そこで、平成26年2月定例会において、長崎県における性被害のワンストップ支援センターを設置すべきと提案したところ、知事から設置に向けて早急に協議会を立ち上げるとの答弁をいただいた。昨年11月に「長崎県性暴力被害者支援のあり方検討協議会」が設置を

され、本年3月には、あり方検討協議会から報告がなされている。この報告等を踏まえ、支援体制や支援内容等、性暴力被害者の支援の開始に向けた検討が進められている。被害者支援を行うに当たり、どのような支援体制や支援内容を考えているのか。また、その運営主体はどのように考えているのか。被害者支援を行うには、関係機関との連携が重要である一方、県庁内での関係部局との連携も大事であるが、そのような横の連携を図られているのか。また、今後の支援開始に向けたスケジュールをどのように考えているのか。

◎県民生活部長 本県における性暴力被害者の支援体制は、専門の相談支援員を配置した相談窓口を中心に、県内各地域の協力医療機関をはじめ、臨床心理士会、弁護士会など、関係機関・団体との連携型による体制構築に向けて取組を進めている。また、支援内容は、相談窓口の専門相談支援員が電話や面接による相談を行い、被害者のニーズに応じて医療機関による医療的支援、弁護士による法的支援、臨床心理士のカウンセリングによる支援等につなぐとともに、必要により、付き添い支援などを実施する方向で検討している。なお、運営主体は、被害者支援の実績があり、これらの支援を円滑に実施することができる「公益社団法人長崎県犯罪被害者支援センター」を前提に調整を進めている。次に、関係機関との連携だが、性暴力被害者に寄り添い、切れ目のない支援を行うためには、支援体制に参画する関係機関・団体及び県庁内の関係部門の連携が重要である。先月開催した「長崎県性暴力被害者支援のあり方検討協議会」でも、この連携が不可欠であることを関係機関・団体等で共有し、被害者支援に向けてさらに連携を密に協力して取り組んでいくこととしている。今後は、相談窓口の支援体制の整備や関係機関・団体等が果たす役割、支援内容について、最終的な調整を行い、来年4月の支援開始に向けた取組を進めていきたい。

◎山田 本当に待ったなしの状況であり、報告率から考えると、年間で約100名の女性や子どもがこのような被害に遭っている実態があるので、4月からの運用を力強く求めたい。

### 4 投票率向上に向けた取組

#### (1)投票に行きやすい環境整備について

##### ①大学や高校への期日前投票所の設置について

◎山田 選挙権年齢が来年から18歳に引き下げられる。しかし、直近の県議会議員選挙は50.89%、昨年の衆議院議員選挙は51.13%でも明らかなように、投

## 長崎県議会・11月定例会(平成27年12月3日) 山田とも一般質問(要約)

票率は低迷している。そのような中、児童生徒、または学生に対する主権者教育が行われ始めている。また、若い世代の投票率向上策として、2013年より、全国8都道府県の12大学において、大学構内への期日前投票所の設置が始まった。長崎県でも、各大学に対し期日前投票所の設置を働きかけてほしい。併せて、高校生も有権者の一部となるので、財政上可能であれば、高校にも期日前投票所の設置をお願いしたい。

**◎選挙管理委員会委員** 山田朋子議員には、平素から投票率の向上に心を砕いていらっしゃることに厚く感謝したい。県選管も、大学への期日前投票所の設置は投票環境の向上を図る上で有効な方策と考えており、投票所の設置主体である市町選管に対し、従来から先進県の視察結果や他県の設置事例等の情報提供を行うとともに、設置の検討依頼を行っている。まず、高校より大学の方を優先させていただきたい。

### ②投票所のバリアフリー化と送迎について

**◎山田** 投票率向上に影響するのが、投票所のバリアフリーの状況である。昨年11月に実施された県内の投票所の状況は、県内投票所全919カ所のうち、115カ所で敷地の入り口から建物までに段差等の障害があり、投票所が2階にある施設が37カ所、そのうち11カ所はエレベーターもない。また、施設の入りの段差の状況は、919カ所のうち498カ所で段差があり、ともに簡易スロープの配置や人的介助で対応されている。しかし、この人的介助について「自分は一度も棄権をしたことがない。しかし、今まで1階だったのに2階になって、足も悪く、エレベーターもなく、泣く泣く投票をあきらめた」という高齢者の声をお聞きした。人的介助はお願いしづらく、入り口に人が立ってくれているわけでもない。できるだけ気兼ねなく投票できる環境整備を進めていただくように働きかけてほしい。また、一部自治体では高齢者を対象にマイクロバスで送迎を行う、介護事業者が筋力低下防止の機能訓練や社会参加支援として、投票所への送迎を行っているところもある。離島・半島、限界集落も多い本県は、このような送迎サービスも、市町と検討いただきたい。

**◎選挙管理委員会委員** 県選管では、従来から市町選管に対し、投票所、期日前投票所のバリアフリー化等については特に留意するようその都度、通知を行っている。今後とも、市町選管へ、機会を捉え、バリアフリー化の推進を依頼していきたい。

### ②商業施設への期日前投票所の設置について

**◎山田** 総務省で開催されている投票環境の向上方策等に関する研究会から示された中間報告では、期日前

投票所の利便性を高めることにより、投票率向上につながるべく、商業施設等への期日前投票所の設置促進を実現することが必要であるとの意見が出されている。本県では、既に長崎市のS東美、駅前バスターミナル、チトセピアに設置され、ほかの投票所に比べると高い投票状況となっている。この取組を全県的に広めていくべきではないか。

**◎選挙管理委員会委員** 多くの人が往来する商業施設への期日前投票所の設置は、投票環境の向上を図る上で有効な方策と考えており、市町選管に対し、商業施設への設置について、引き続き積極的に検討していただくようお願いしていきたい。

### ③投票済証明書の発行について

**◎山田** 他県では、投票した人に対して投票済証明書が全国42都道府県で既に発行されている。証明書を利用し、商業施設や商店街の割引などに活用される。この証明書の発行は、投票の促進に加え、地域経済の活性化にも資すると考える。

**◎選挙管理委員会委員** 投票済証は、一昨年の衆議院議員選挙の際に、九州では274市町村のうち、94団体が交付している。本県の市町選管では、投票済証の発行は利害誘導や買収などに利用される可能性があることや、広い意味での投票の秘密に触れる可能性もある。こういう理由から発行については、慎重な見解をとって話し合っていきたい。

**◎山田** 慎重に対応しようということだが既に42都道府県で運用がはじまっている。前向きにご検討いただきたい。期日前投票所を大学や新しく商業施設に設置するにしても、実は回線費用というものがかかる。この回線費用が大体50~60万円であると市町選管から聞いた。実は国の方では、投票所経費以外のものを事務費という形で全て賄っているが、各市町がその事務費の中で、新しく設置をするための回線費用やバリアフリーをする費用等を賄っている。国に法改正を求め、投票率向上のために投票所をバリアフリーにする、新たに設置する場合は別立ての予算化ができるように国に求めていただきたい。

**◎選挙管理委員会委員** 「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」に従って運用しており、現在の実態が非常に乖離しているような状態である。都道府県選挙管理委員会連合会を通じ、国に対して強く要望していきたい。

## 5 観光県長崎の取組

### (1) 電気自動車等の活用について

◎**山田** 五島地域において、平成21年から平成25年まで行われた「長崎EV&ITSプロジェクト」により、140台の電気自動車を導入し、観光用レンタカーとして活用している。また、本年7月には「明治日本の産業革命遺産」が世界遺産に登録をされ、構成資産である長崎市高島では、長崎市の補助を受けて、地元事業者が観光客向けに電気自動車を2台導入し、レンタル事業を行っている。「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録が期待され、構成資産を中心に県内に観光客の増加が見込まれる中、観光地における電気自動車の活用についてお聞きしたい。

◎**産業労働部長** 電気自動車は、近年、全国的にも普及台数が大幅に伸びてきている。本県の観光地でも今後利用される機会がますます増えてくると見込まれるのでインフラとなる充電設備の充実が重要となる。現在、県内でもホテルや民宿で30カ所、道の駅で6カ所など、観光地周辺での設置が広がりはじめており、観光地での活用や観光客の利便性向上のために、引き続き充電設備の導入促進に努めていきたい。

◎**山田** 県内有数の観光資産であるハウステンボスでは、静粛性にすぐれ、排気ガスを出さない、環境にもやさしい搭乗型移動支援ロボット、いわゆる「セグウェイ」を園内散策に活用し、注目を集めている。私も搭乗体験をしたが、ある程度の段差や石畳も軽々と走行ができた。このセグウェイをはじめとした搭乗型移動支援ロボットの活用が、観光にとどまらず、生活支援等にも有効ではないかとの動きが高まり、国では、茨城県のつくば市において、搭乗型移動支援ロボットの公道での実証実験が行われ、安全性が確認され終了した。今後、国の認定を受けた地域であれば移動手段として活用することができるようになった。

そこで、観光地長崎として、県内観光地でもセグウェイをはじめとする搭乗型移動支援ロボットを活用し、ユニバーサルデザインを進めることで、高齢者、障害者、外国人等をはじめとするあらゆる世代の観光客の利便性向上を図っていく取組は、本県の観光振興として効果があるのではないか。このセグウェイ、議長の許可をいただき、パネルを持参した。昔、小泉さんが乗っていたものよりも小さくなり、価格も安くなって360度回転ができる。高齢者の方などが座るタイプもあり、障害者の方向けに車いす型もある。坂道の多い長崎県では、大変有効ではないかと考える。

◎**文化観光国際部長** 本県を訪れる観光客の皆様が快適に過ごしていただくために、移動における利便性の

向上など、受け入れ環境の整備は大変重要である。搭乗型移動支援ロボットの導入は、本年7月に「道路運送車両法保安基準の緩和認定制度」が整備されたところだが、一般公道での利用は歩道での利用に限られており、国の認定を受けるには、地域ぐるみで、使用者と歩行者双方の安全確保をすることが必要とされている。本県の観光地における活用も、安全性の確保を最優先に考える必要があり、全国の活用状況も参考にしながら研究していきたい。

## 6 更生保護

### (1) 協力雇用主拡大への取組について

◎**山田** 私は、法務大臣の委嘱を受け、犯罪や非行にあった人の更正を支援する保護司として活動している。過去に犯罪を起こした人たちの再発防止策で重要な施策に就労支援がある。それは、就職できなかった人の約7割が再犯するというデータでも明らかである。このような状況を受け、内閣府が特別世論調査を実施し、「国や公共団体で雇用すべき」という意見が36.7%にも上った。そこで、平成26年11月定例会において、再発防止による地域の治安の維持、ダイバーシティの考えのもと、あらゆる人に対し積極的に就労機会を提供する観点から、長崎県として雇用すべきと提案を行った。それを受け、就労機会の提供を通じた就労支援を実施することにより、再発や再非行防止並びに社会復帰の促進を図ることを目的として、長崎県では、本年10月30日付で、長崎県、保護司会連合会、法務省長崎保護観察所と3者による保護観察対象者の就労支援に関する協定を締結した。この制度は、全国で4例目、九州でははじめての取組となっている。これにより社会復帰が促進されることを期待したい。長崎県が雇用をスタートすることとなったが、実は民間企業と法務省長崎保護観察所との間には、協力雇用主という制度がある。全国では1万4,000社、長崎県では74社という状況で理解が広がっていない。

そこで、県として、企業・団体との意見交換の機会を活用し、協力雇用主の制度の紹介や、長崎県保護観察所と企業とのつなぎに取り組んでほしい。

◎**産業労働部長** 再犯防止には、就労支援や雇用の確保が非常に重要である。協力雇用主の拡大は、法務省及び厚生労働省においても積極的に推進しており、県も各種制度説明会の場を活用し、保護観察所や長崎労働局と共に経済団体や企業に働きかけていきたい。

◎**山田** そういった機会ごとに産業労働部長も含め、積極的な雇用について求めていただきたい。雇用することによって、3カ月間、毎月1万円、刑務所出所者等就労奨励金というのが最大74万円ある。これは企業に

とってメリットでもあり、社会貢献活動として、ぜひ企業に勤めていただきたい。この協力雇用主制度は、警察本部長も暴力団追放県民大会等、機会ごとに実情をお話しただいて、雇用にお力添えをいただきたい。

◎警察本部長 再犯防止の観点から、刑務所出所者等に対して就労支援を行うことは大変重要である。更生保護に関し、県警は、暴力団組員の離脱者の社会復帰支援につき、保護観察所などと連携して取り組んでいる。今後も、保護観察所などの関係機関・団体と必要な連携を図っていきたい。

◎山田 入札への加点についてお聞きしたい。協力雇用主として保護観察対象者や更正緊急保護対象者を雇用した実績がある企業に対し、社会貢献活動や地域貢献活動として、入札参加資格において入札への加点を行っている自治体が、平成24年から順次はじまり、九州では福岡県、鹿児島県、沖縄県をはじめ、全国で14県、市町村においては、長崎県の諫早市、大村市をはじめ、20市以上で既に実施をされている。この件に関しては昨年も質問を行ったが、余り直接的な雇用の効果がないという答弁を土木部長からいただいているが、去年と大きく違うのは、今年長崎県は、保護観察所と保護司会と三者で協定を結び、雇用を積極的に行うということを決めている。去年とは違う、少しでも前向きな答弁をいただけることを期待したい。過去に犯罪をされた方々が一番就職するであろう場所が建設現場である。そういった意味でも可能性があると思う。

◎土木部長 昨年のご提案があった建設工事における評価の加点制度の審査項目に協力雇用主を追加して加点を行うことについて、昨年来検証してきた。その結果、その拡大について一定の効果が期待できるということがわかり、今後、導入について制度設計等を含めて関係機関と協議していきたい。